

## 各種委員会委員就任要請の手続きに関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、定款施行細則第18条に規定する委員委嘱にあたっての、各種委員会委員就任要請の手続きについて定めるものである。
- 2 業務執行理事会から委員候補の推薦を受けた各種委員会委員については、理事会承認までは本人の内諾などは行わないことになっているので、理事会承認後から委員就任までの手続きを定める。
  - (1) 理事会承認後担当理事は、委員に速やかに連絡をとること。
    - 1) 新規委員の場合就任の意思を確認する。
    - 2) 再任・解職の場合も必要に応じて連絡する。
  - (2) 上記の結果に基づき担当理事は、事務局に委嘱状の発送を依頼する。
  - (3) 担当理事の連絡を受け、事務局は委嘱状を発送する。  
(原則として7月1日付け、必要に応じて1月1日付け)
  - (4) 委員会活動は就任・再任意思の確認後可能とする。
  - (5) 就任を断られた場合は、事務局に連絡し業務執行理事会から次の候補の推薦を受け理事会に諮る。

### 附 則

本申し合わせは、平成15年9月27日より施行する。

### 附 則

本申し合わせは、平成26年11月29日より施行する。

### 附則

本申し合わせは、平成31年3月16日より施行する。